

有田圏域自立支援協議会 就労部会要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、有田圏域自立支援協議会に設置、組織された就労部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 障害があることによって就労が困難な人達の就労を、地域で支えることで経済的な自立をめざす。

(構成)

第3条 部会の構成員は、対象者の就労訓練及び対象者への支援に直接関わるもの（紀中障害者就業・生活支援センターわーくねっとの職員、労働政策課職員、職業安定所担当職員、支援学校進路関係者、保健所の職員、市町村担当者、障害者施設の担当者、当事者団体、企業関係者等）で構成するものとする。

(役員)

第4条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長および副部会長は、委員の互選によって定める。

3 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議は、必要に応じて関係機関の職員、または関係者の出席を求めることができる。

(個人情報の保護)

第6条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、紀中障害者就業・生活支援センターわーくねっとなおいて処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、部会の運営にかかる必要な事項は、部会長が部会に諮りこれを定める。

付則

(施行期日)

この要項は、平成20年9月24日から施行する。

この要項は、平成24年5月25日から施行する。